

## 目標2 人権の尊重とあらゆる暴力の防止

清瀬市男女平等推進条例にあるように、人権の尊重はプランの基本となる理念です。「あらゆる人の人権を尊重する」「暴力に反対する」「人が健康に生きる権利」に異論のある人は少ないでしょう。しかし、ある状況や関係の間に問題が起こるとき、それを訴えたり、問題を抱えた人を支援したりすることが容易ではない時があります。

DV（配偶者等からの暴力）をはじめとする「女性に対する暴力」は、暴力による直接的な女性差別であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。暴力を理解し、その防止と被害者への支援をさらに強力で推進することが世界的にも求められています。同時に、性別にかかわらず、すべての人の性自認が尊重され、年齢、障害や言語文化にかかわらず、差別や暴力の加害者にも被害者にもならない社会の形成に参画することが必要です。

また、「生涯を通したところと身体の健康、特に性差に配慮した支援や性と生殖にかかわる健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）」「困難を抱えやすい人々」等、人権と男女共同参画の視点をもって取り組みます。

### 目標2 人権の尊重とあらゆる暴力の防止

課題1 配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と被害者支援（清瀬市DV防止基本計画）

課題2 生涯を通したところと身体の健康支援

課題3 困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

#### 目標値

|    | 指 標   | 実績              | 目標値<br>平成39年度<br>(2027) |
|----|---|-----------------|-------------------------|
| 6  | 自分が受けた暴力について相談しようと思わなかった・相談したかったができなかった人の割合                 | 平成28年度<br>40.6% | 20%                     |
| 7  | デートDVやSNS等による性暴力被害、キャリア形成等男女共同参画に関する学校関係の出前講座の実施件数【再掲目標値12】 | 平成28年度<br>0校    | 5校                      |
| 8  | 「性的マイノリティ」という言葉もその内容も知っていた人の割合                              | 平成28年度<br>57.1% | 80%                     |
| 9  | 母と子どもの健康に関する情報提供や相談体制が充実していると考える人の割合                        | 平成29年度<br>34.6% | 50%                     |
| 10 | 障害のある方が地域で支えられていると感じる人の割合                                   | 平成29年度<br>35%   | 50%                     |

6…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問23

7…アイレック実績（市内中学6校・高校2校中）

8…清瀬市男女平等に関する意識・実態調査 問28

9…平成29年 清瀬市市政世論調査 問7

10…平成29年 清瀬市市政世論調査 問7

## 課題1 配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と被害者支援 (清瀬市DV防止基本計画)

配偶者や交際相手等の親密な関係にある相手からの暴力（DV）、職場や学校でのセクシュアルハラスメント、ストーカー、そして性暴力は、歴史的に不平等な男女間の力関係があるため、その多くが、知っている・親しい関係にある男性から女性に対して行われています。平成28（2016）年の全国の警察におけるDV相談等件数（\*4）では、DV事案は約7万件で被害者の85%が女性、ストーカー事案は約2万2千件で被害者の89%が女性、加害者の84%が男性でした。平成26（2014）年の内閣府の実態調査では女性の15人に1人が「無理やりの性交をされたことがある」と回答しており、その加害者を「まったく知らない人」としたのは11%しかいませんでした。

加害者が家族や知人等であれば、暴力が外からは見えにくく、その継続的な関係性から被害者は助けを求めることが容易ではありません。社会における女性の立場が弱いことや性別役割分業意識として男性による女性への暴力を「男らしさ」として容認する傾向もまだ残っています。

DV防止法成立以降、清瀬市でも関係機関の連携や啓発・研修を行い、現状にあわせて支援体制の整備がなされてきました。今後も、暴力防止と早期発見、被害者の安全確保と自立支援を進めていきます。また、性的マイノリティの人々も含めた性にまつわる様々なハラスメントや、明治以来110年ぶりに改正された刑法の強姦罪の流れを踏まえ、性暴力防止の啓発や被害者支援が必要です。子どもや若い女性の性の商品化の問題は、時代や状況によって形を変えながら、「JKビジネス」（図Ⅱ-10）や「アダルトビデオへの出演強要」（図Ⅱ-11）等女性の尊厳を危うくする「暴力」として存在しています。人に伝えにくい、目に付きにくいこれらの暴力についても啓発や支援を進めていきます。

\* 4 警察庁 「平成28年度におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

### ■ 施策

配偶者等からの  
暴力やハラスメ  
ント等の防止と  
被害者支援  
(清瀬市DV防止基本計画)

課題1

**施策1** 配偶者等による暴力の未然防止と早期発見

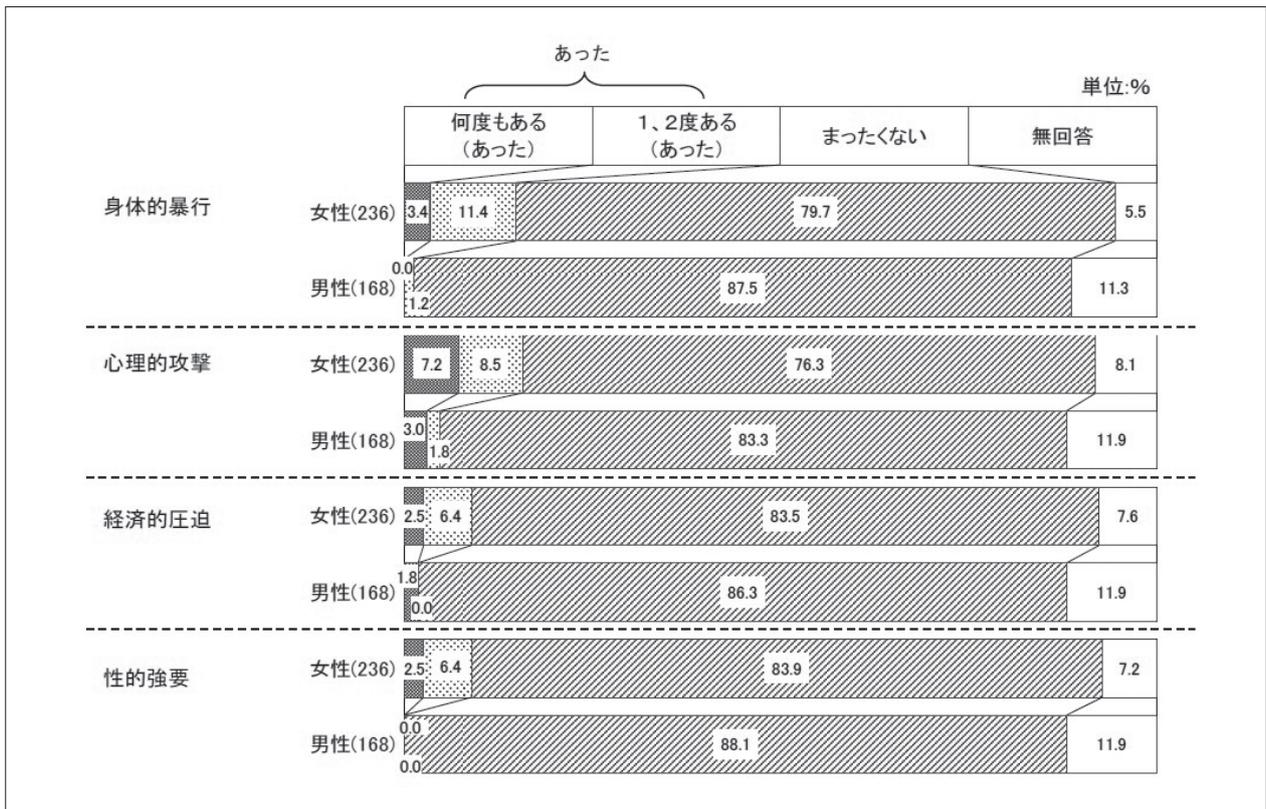
**施策2** DVの被害者の安全確保と自立支援

**施策3** DV等の関係機関の連携体制の充実

**施策4** あらゆるハラスメントやストーカー、虐待等の啓発

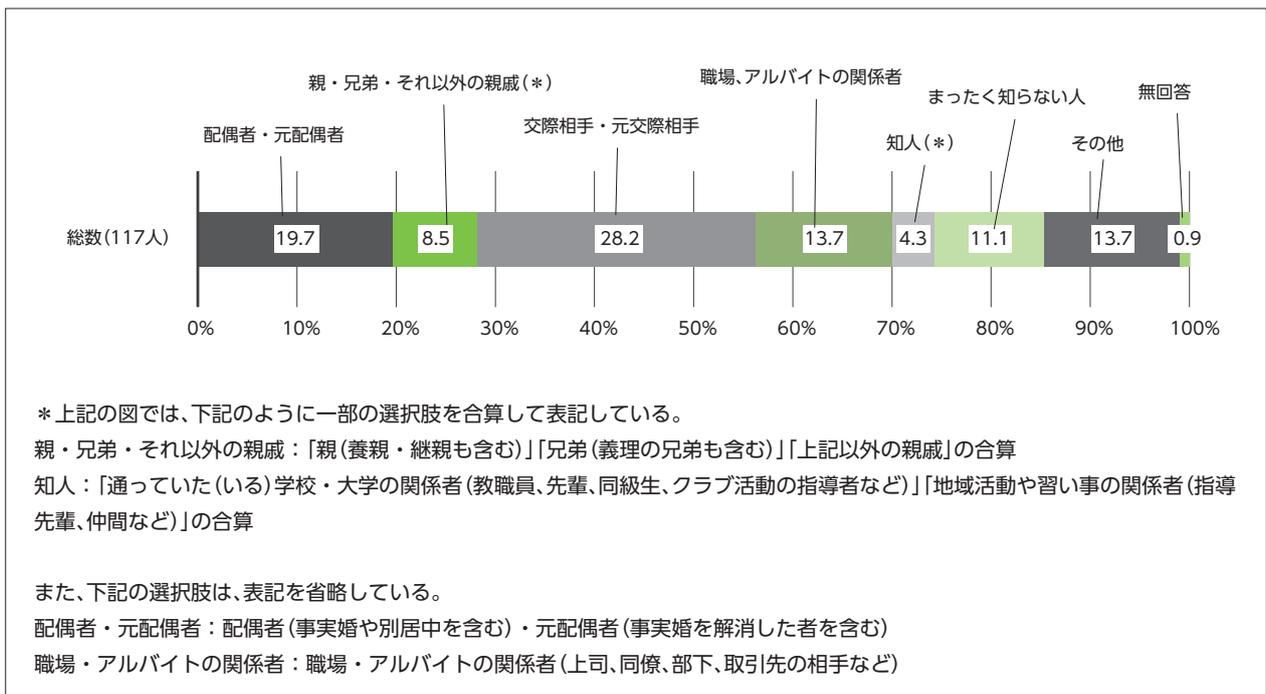
**施策5** 性暴力の防止と被害者支援

図Ⅱ-1 配偶者・パートナー、交際相手から被害を受けた経験



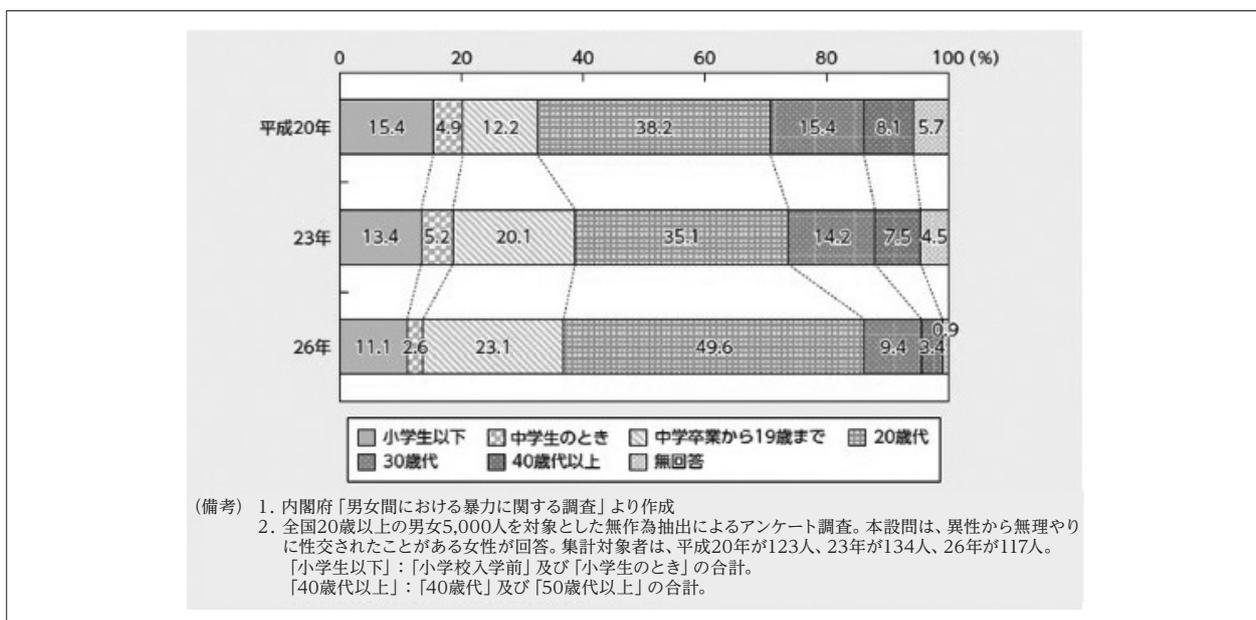
出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図Ⅱ-2 異性から無理やりに性交された加害者との関係



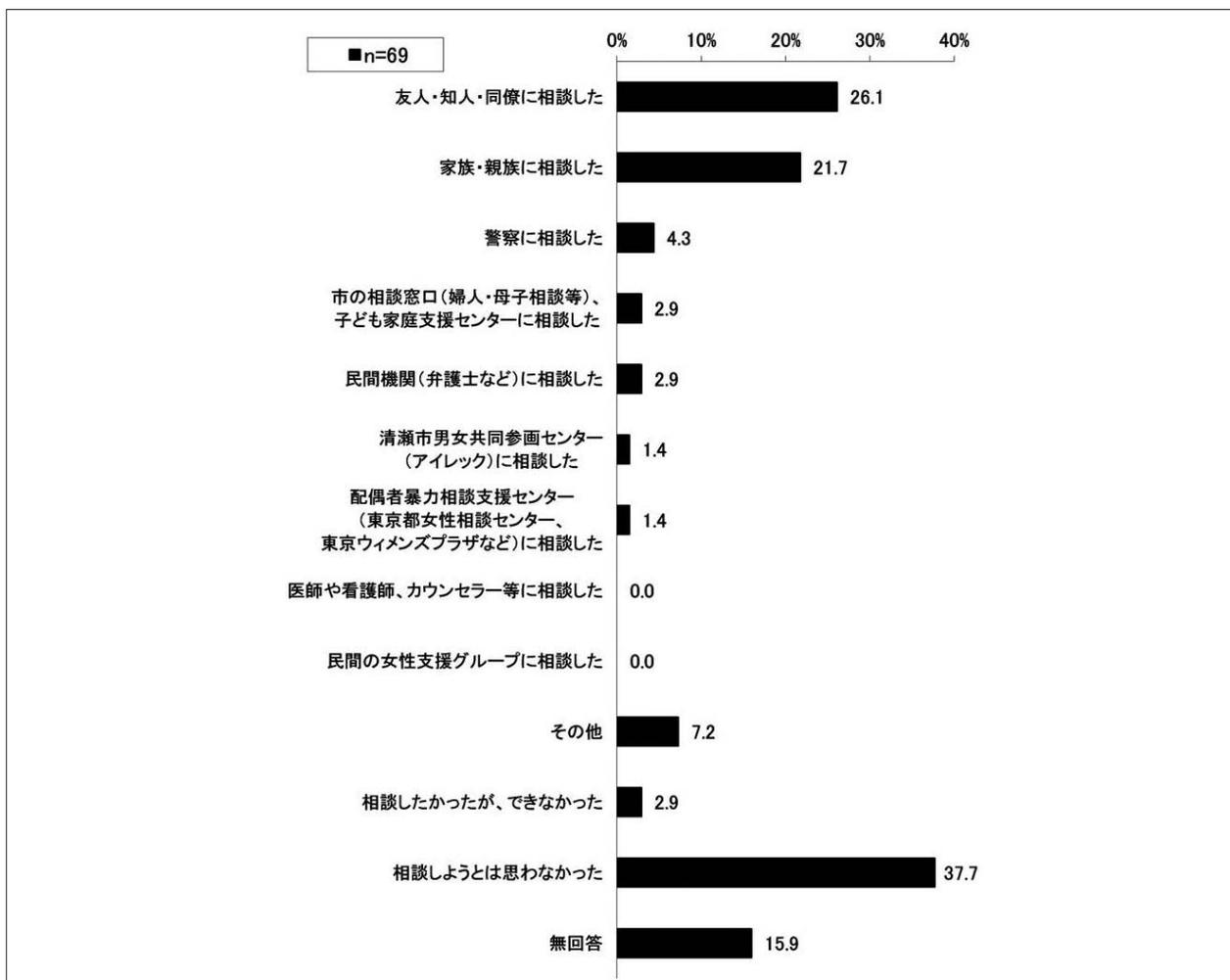
出典：「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成27年3月 内閣府男女共同参画局）

図 II-3 異性から無理やりに性交された被害にあった時期の推移



出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」

図 II-4 (配偶者や交際相手から暴力を受けた時に) 相談した相手 (場所)

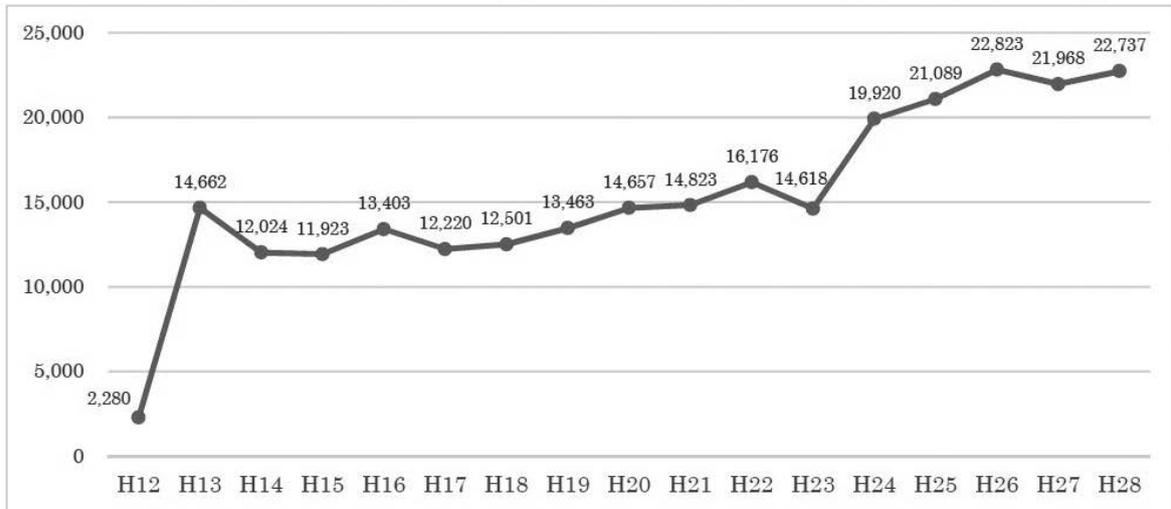


出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」(平成28年度 清瀬市)

図Ⅱ-5 警察庁調べ ストーカー事案の相談等状況

ストーカー事案の相談等状況

22,737 件（前年比+769 件， +3.5%）と増加し、平成 24 年以降は高水準で推移。

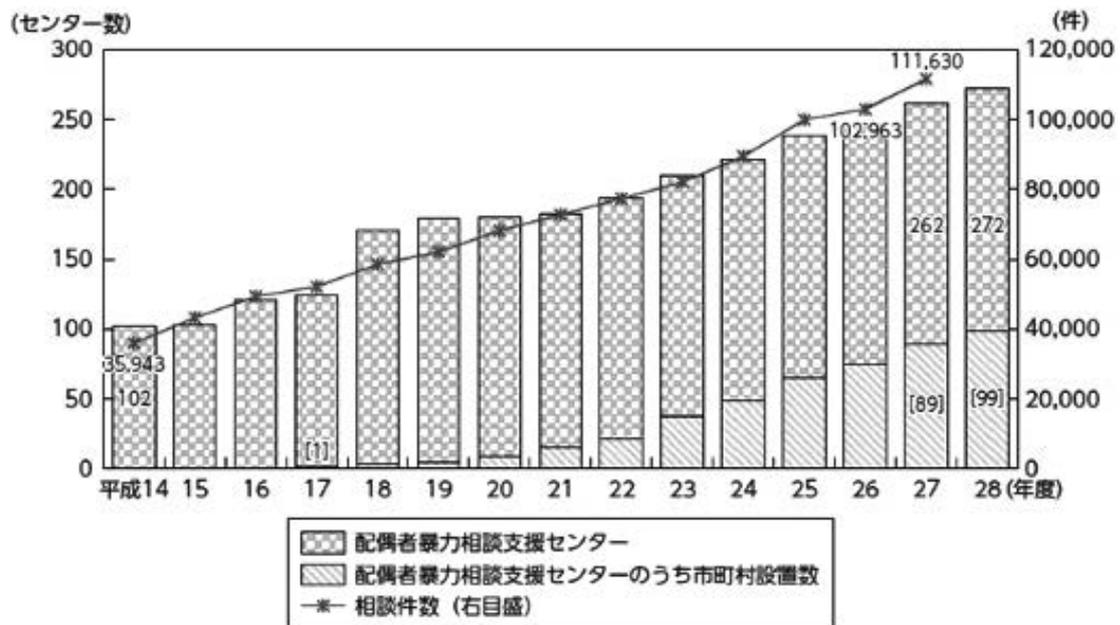


注 1) 執物なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

注 2) 平成 12 年は、ストーカー規制法の施行日（11 月 24 日）以降の件数

出典：「平成28年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（平成29年4月 警察庁）

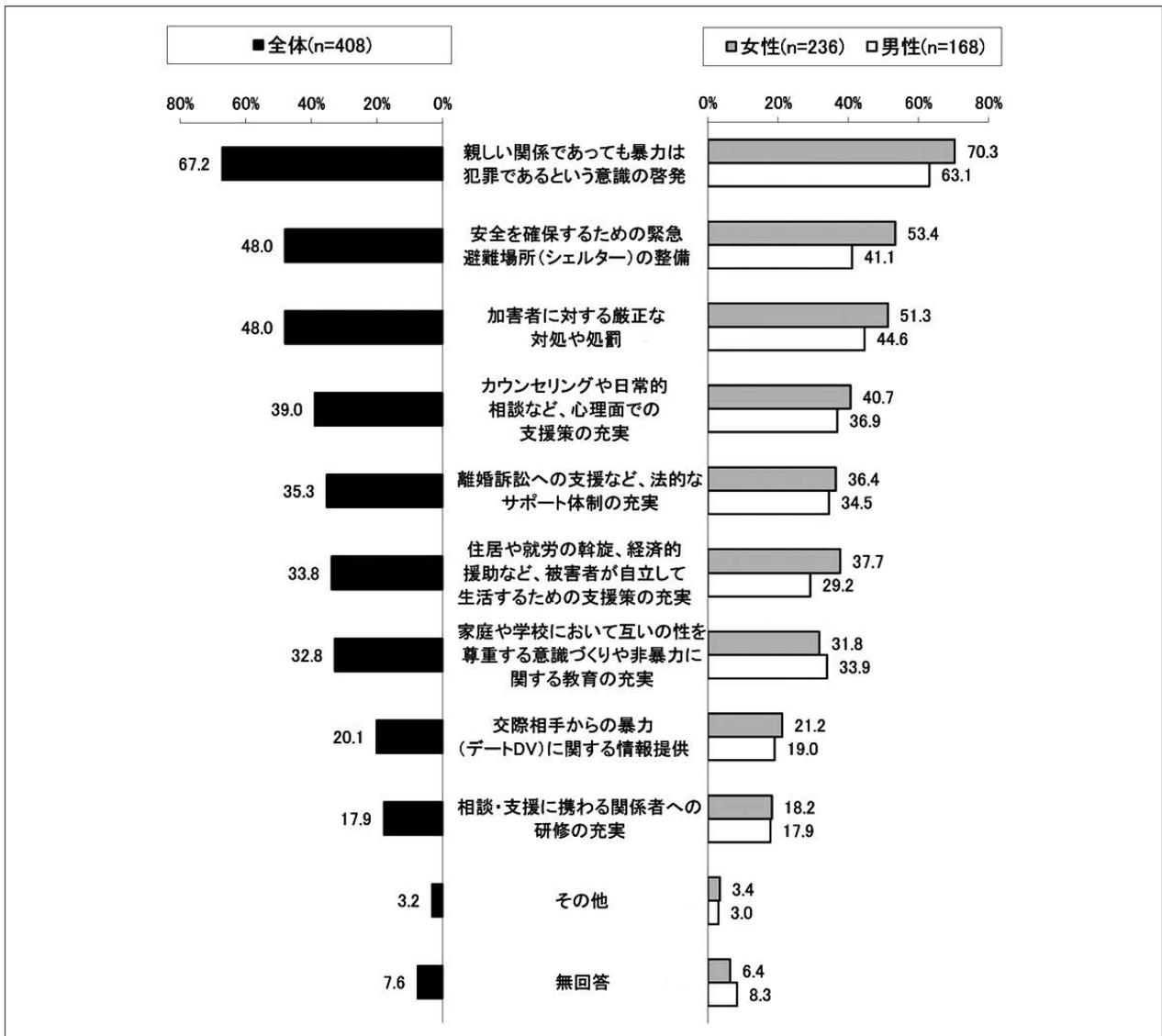
図Ⅱ-6 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



- (備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。  
 2. 平成19年7月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が改訂され、20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。  
 3. 各年度末現在の値。

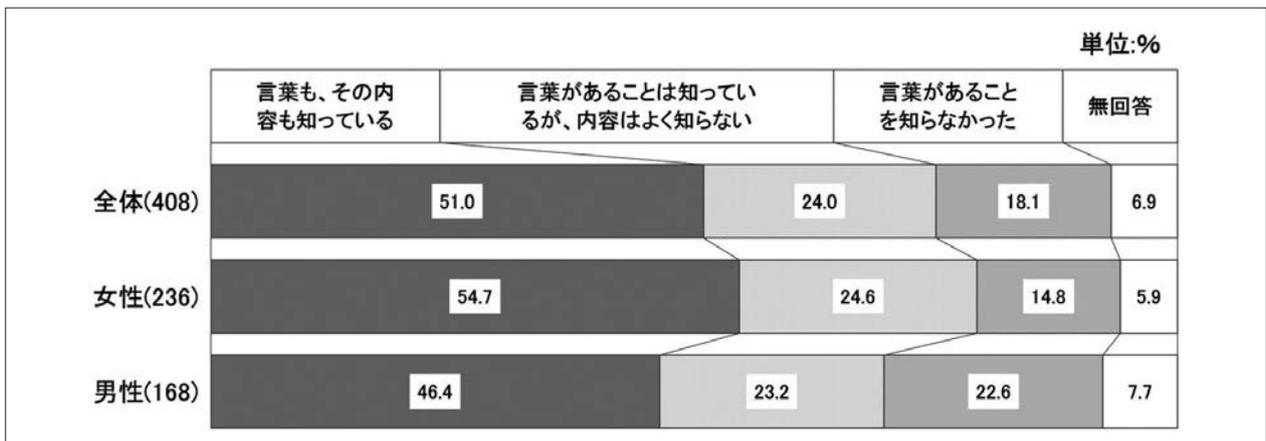
出典：「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成「男女共同参画白書」（平成29年6月 内閣府男女共同参画局）

図Ⅱ-7 暴力の防止及び被害者支援のための対策に必要なこと



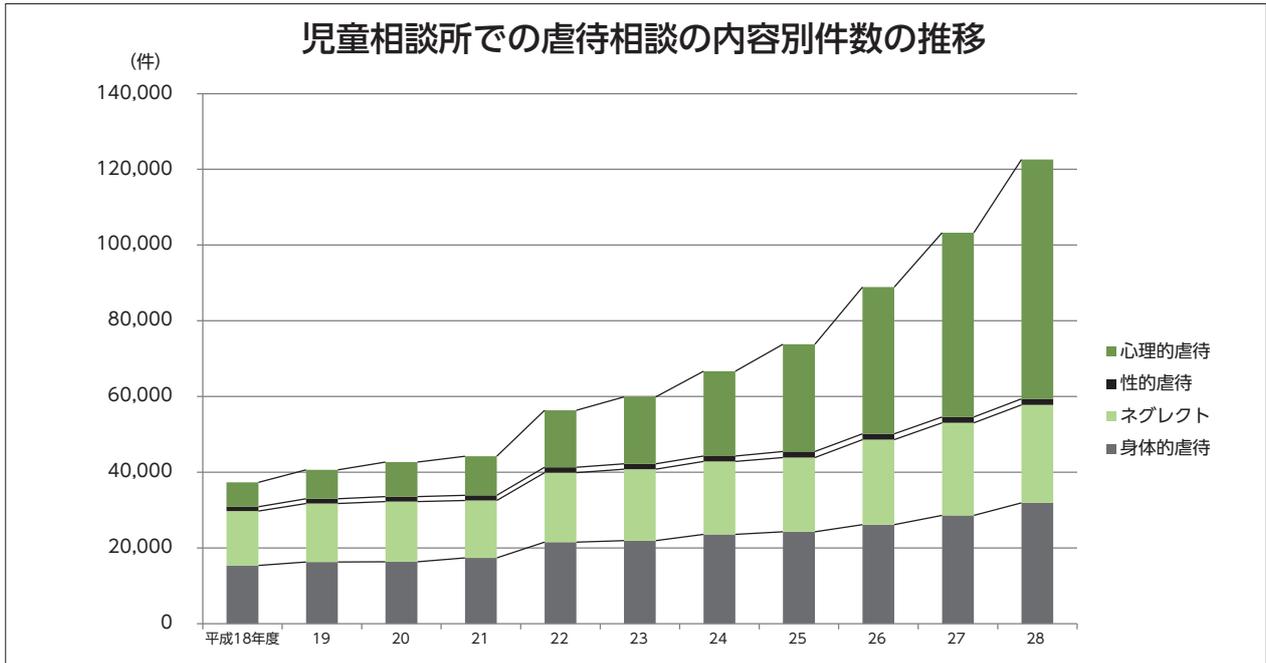
出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」(平成28年度 清瀬市)

図Ⅱ-8 デートDVの認知度



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」(平成28年度 清瀬市)

図 II-9



出典：厚生労働省「平成28年度児童相談所での児童虐待相談対応件数〈速報値〉より」

図 II-10 若年層を対象とした性的暴力の現状と課題（JKビジネス）

## I 「JKビジネス」の状況

### 「JKビジネス」とは

- 女子高校生(JK)など、児童の性を売り物とする営業
- 健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在
- 大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現

### 「JKビジネス」の危険性

- ① 児童が危険性を十分認識しないまま、接近する。
- ② 重大な性被害等につながる。
- ③ 性に関する判断力の低下、金銭感覚の欠如を招く。
- ④ 個人情報流出やトラブルの原因となる。

### 「JKビジネス」の被害事例等

《被害事例》

- 強制わいせつ(刑法)
- 児童買春(児童買春・児童ポルノ法)
- 反倫理的性交(東京都青少年健全育条例)
- つきまとい(ストーカー規制法) 等

《営業者の検挙状況》

- 労働基準法違反(危険有害業務の就業制限)
- 風俗営業適正化法違反(年少者に関する禁止行為)
- 児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為) 等

《相談事例》

- 性被害に遭った。
- 客に自分のことをインターネットのサイトに書き込まれた。
- 辞めたいのに辞められない。
- 客に何度もつきまといられた。 等

### 「JKビジネス」の被害者の傾向とそれを取り巻く環境

《被害者が抱える困難》

- 様々な理由から次の困難を抱えている状況が見られる。
- ① 家庭に「居場所」がない。
- ② 学校に「居場所」がない。
- ③ 経済的困難を抱えている場合がある。
- ④ 発達障害や心身の障害などの障害がある人が少なくない。

《被害者を取り巻く環境》

- 気軽にお金を稼ぐことができると思わせる方法で勧誘
- ① 「居場所」がない少女に対するスカウトの声かけ
- ② 求人サイト等を通じた勧誘
- ③ 「居場所」の提供
- ④ 友人からの勧誘

《被害者の傾向》

- 危険性の認識不足、公的支援等に結び付きにくい。
- ① 危険性についての認識が低い。
- ② 自分の大切さを認識していない。
- ③ 公的支援等に結び付きにくい。
- ④ 居場所等を提供されて、依存していく。

出典：「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題」（平成29年3月内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会）

図Ⅱ-11 若年層を対象とした性的暴力の現状と課題（アダルトビデオ）

| Ⅱ アダルトビデオへの出演強要の状況  |  |
|---|--|
| <p><b>アダルトビデオへの出演強要の問題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年層の女性が、契約後、<u>アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親等にばらす等言われ、本人の意に反して出演を強要される事例</u>（H28.3 HRN報告書）</li> </ul>  | <p><b>アダルトビデオへの出演強要に至る経緯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スカウトから勧誘を受ける際やプロダクションとの契約の際、アダルトビデオへの出演があると説明を受けていない。</li> <li>○ 契約書等をよく読む時間を与えられない。控えもない。</li> <li>○ 断ろうとしても、長時間説得され、高額の違約金の請求や実家・学校に話す等と言われ、断りきれない。</li> <li>○ 1度出演すると、更に断れなくなる。</li> <li>○ 映像が、本人の意に反して、繰り返し、使用・流通される。</li> </ul> |
| <p><b>被害状況</b></p> <p>《警察への相談件数》<br/>平成26年から同28年までに、25件</p> <p>《検挙事例》<br/>労働者派遣法違反（有害業務派遣等）等</p> <p>《民間団体への相談事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出演したアダルトビデオの回収、ネット上の画像の削除、販売停止をしてほしい。</li> <li>○ 騙されてアダルトビデオに出演してしまった。</li> <li>○ 違約金を請求されて困っている。</li> </ul>  | <p><b>アダルトビデオへの出演強要の危険性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆人環視のもとで性行為を強要される。</li> <li>○ 身体的、精神的な被害を受ける。</li> <li>○ 1度出演すると、抜け出すことが困難となる。</li> <li>○ 映像が繰り返し使用、流通されることによる二次被害に悩み、苦しみ続ける。</li> <li>○ 家族、友人、学校、職場などに知られないかとおびえ続ける。</li> <li>○ 知られることにより、人間関係が壊れる、職場にいつらくなる。</li> </ul>             |
| <p><b>アダルトビデオへの出演強要の被害者の状況</b></p> <p>① <u>若年層の女性が多い。</u>（18歳～20歳代前半に集中）<br/>・社会経験が少なく、危険性に対する判断力や対応力の未熟さ、法律を知らないこと、困窮等に付け込まれる。</p> <p>② <u>被害が顕在化しにくい。</u></p> <p>ア <u>人に話せず、孤立しやすい。</u><br/>・ 恥ずかしさや後ろめたさ、周囲から誤解される恐怖等の思いから、誰にも相談できない。</p> <p>イ <u>事業者に孤立させられる。</u><br/>・ 親や家族から引き離し、孤立化させる。</p> <p>ウ <u>公的支援等に結び付きにくい。</u><br/>・ 相談先が分からない、孤立しているため、被害者支援の情報が入らない。</p> |  |

出典：「若年層を対象とした性的暴力の現状と課題」（平成29年3月内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会）

### 施策1 配偶者等による暴力の未然防止と早期発見

施策1では、今後も引き続き、若い世代や有効な対象を勘案しながら、DVの防止と早期発見のための啓発と相談事業の周知充実に努めます。また、若い世代や性別にかかわらず「暴力」についての理解を深め、被害を防止するために、10代の若年者におけるデートDVに対する防止啓発や、男性からの相談事業にも取り組みます。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名             | 事業内容   | 所管          |
|----|----|----|----|-----------------|--|-------------|
| 2  | 1  | 1  | 1  | 相談事業の周知         | 市報、ホームページなどを通してわかりやすく利用しやすい相談事業の周知に努めます。   | 秘書広報課       |
|    |    |    |    |                 | 児童虐待や養育困難家庭への相談窓口の周知を行います。   | 子ども家庭支援センター |
| 2  | 1  | 1  | 2  | 相談体制の充実         | 一般相談、DV相談の周知と充実につとめ、被害の重度化を防ぎ、回復過程の心のケアに対応します。また、職員・相談員の能力強化、ニーズにあった相談体制を検討し、充実させます。 | 男女共同参画センター  |
| 2  | 1  | 1  | 3  | 男性が利用できる相談事業の検討 | 男性が利用できる相談事業の可能性を広げる検討を進めます。   | 男女共同参画センター  |

|   |   |   |    |                              |  |                       |
|---|---|---|----|------------------------------|--|-----------------------|
| 2 | 1 | 1 | 4  | 子どもが気軽に相談できる窓口の推進【2-3-1-2再掲】 | 面前DV, 虐待他について小・中学校にスクールカウンセラー等の相談窓口を設置し、子どもたちが利用しやすい予防・相談・対応の機能を充実させます。  | 指導課                   |
|   |   |   |    |                              | 子どもからの悩みに対する相談できる場として機能するために必要な整備を推進します。                                 | 子ども家庭支援センター<br>児童センター |
| 2 | 1 | 1 | 5  | デートDV等暴力の防止に向けた意識啓発          | 高校生等10代の若者を対象としたデートDV等暴力の防止についての啓発を進めます。                                 | 男女共同参画センター            |
| 2 | 1 | 1 | 6  | 人権教育・性教育の推進【再掲3-1-2-1】       | 人権課題「女性」や東京都教育委員会の「性教育の手引き」に基づいた生命尊重等、それぞれの性を理解し、尊重するための人権教育・教科教育を実施します。 | 指導課                   |
| 2 | 1 | 1 | 7  | 保育園・学童等での情報提供と窓口の周知          | 相談窓口の情報等関係者への情報提供に努めます。  | 子育て支援課                |
| 2 | 1 | 1 | 8  | 障害者に対するDV等の学習啓発と相談の充実        | 障害者とその関係者に対して、DVを含む障害者虐待の理解と対応についての情報提供、研修、相談の充実を図ります。                   | 障害福祉課                 |
| 2 | 1 | 1 | 9  | 外国人に対するDV防止の啓発と相談の充実         | 外国人に対するDV防止の情報提供と相談を充実させます。  | 男女共同参画センター            |
| 2 | 1 | 1 | 10 | 母子保健事業の充実                    | 母子保健事業等の相談を通してDV等の実態を把握し、他機関との連携を図ります。                                   | 健康推進課                 |

## 施策2 DVの被害者の安全確保と自立支援

施策2では、被害者の安全確保と支援について取り組みます。被害者のもっとも高い不安要因である加害者の追跡を防止するため、被害者の個人情報保護を図りながら安全を確保することが自治体には求められています。さらに、子どものいる被害者がもっとも不安に思うことが「子どもの心」や今後の生活設計にかかわる「親権」、そして「子どもの安全」であるという調査の結果があります。被害者と子どもの安全確保と経済的、社会的、心理的な支援を充実させます。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名                  | 事業内容  | 所管          |
|----|----|----|----|----------------------|---|-------------|
| 2  | 1  | 2  | 1  | 被害者の安全確保             | 被害者の安全確保のために関係機関との連携を図ります。                                  | 関係各課        |
| 2  | 1  | 2  | 2  | 虐待を受けた子どもの支援         | 児童虐待や養育困難家庭の子どもに対して、関係機関と連携し適切に対応いたします。                     | 子ども家庭支援センター |
| 2  | 1  | 2  | 3  | 被害者の自立支援の充実          | 要保護女性に対して、自立のための支援と助言を充実させます。                               | 関係各課        |
| 2  | 1  | 2  | 4  | 被害者の個人情報の保護          | DV・ストーカーなどの被害の当事者を保護するために、個人情報の閲覧制限等支援措置を徹底させ被害者の安全確保を図ります。 | 市民課<br>関係各課 |
| 2  | 1  | 2  | 5  | 被害者の回復と自立のための相談      | 心理的、社会的な困難の中で心身と生活の自立を図る支援のための相談を充実させます。                    | 男女共同参画センター  |
| 2  | 1  | 2  | 6  | 被害者の回復と自立のための情報提供・学習 | 被害者の心身の回復や経済的社会的な自立を促す情報提供・学習プログラムを充実させます。                  | 男女共同参画センター  |
| 2  | 1  | 2  | 7  | DV被害者支援マニュアルの充実      | 被害者対応マニュアル等の改善と職員・関係者への周知を進めます。                             | 男女共同参画センター  |
| 2  | 1  | 2  | 8  | 民間シェルターに対する支援        | シェルター等民間の被害者支援活動への助成等を行い、被害者の状況に合った回復・自立支援を充実させます。          | 男女共同参画センター  |

### 施策3 DV等の関係機関の連携体制の充実

施策3では、DV等の暴力防止と被害者支援のために必要な各機関との連携体制の充実を図ります。特に面前DV（\*5）を受けた子どもの心と安全な環境を確保するための保護を充実させ、被害者自身の安心と自立のための支援を推進します。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名                     | 事業内容  | 所管          |
|----|----|----|----|-------------------------|---|-------------|
| 2  | 1  | 3  | 1  | 関係機関と連携の強化を図る           | 相談員調整会議、被害者支援連絡会議など庁内外の被害者支援機関との連携を推進します。       | 男女共同参画センター  |
| 2  | 1  | 3  | 2  | 要保護女性に対する関係機関との連携の推進    | 保護を要する女性支援にかかわる関係機関との連携を進めます。                   | 関係各課        |
| 2  | 1  | 3  | 3  | DV等被害当事者の子どもに対する支援の充実   | DV等被害当事者の子どもに対する関係機関との情報交換や調整、連携を強化します。         | 指導課         |
| 2  | 1  | 3  | 4  | 子どもの虐待にかかわる関係諸機関との連携の推進 | 面前DVを含む虐待等要保護児童対策地域協議会等にて情報交換等を行い虐待への対応を充実させます。 | 子ども家庭支援センター |
| 2  | 1  | 3  | 5  | 職員の対応力の向上               | 暴力の形態や被害の状況を理解し適切な対応ができるよう、研修を実施します。            | 職員課         |

\*5 面前DVとは親のDVを目撃するという、子どもにとっての心理的虐待

### 施策4 あらゆるハラスメントやストーカー、虐待等の啓発

施策4では、あらゆるハラスメント、ストーカー、虐待防止の啓発に取り組みます。改正人事院規則運用通知が平成29（2017）年1月から施行され、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクシュアルハラスメントに当たることが明確にされました。その現状をふまえ、あらゆるハラスメントやストーカー、虐待の防止啓発を推進し、相談窓口や市職員の研修を充実させ、性別にかかわらず安全に相談できる体制整備を図ります。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名               | 事業内容   | 所管         |
|----|----|----|----|-------------------|--|------------|
| 2  | 1  | 4  | 1  | ハラスメント等の防止啓発の推進   | 市民・団体に対するストーカー、セクハラ、パワハラ等あらゆるハラスメント・暴力にかかわる情報提供・啓発・学習を推進します。 | 男女共同参画センター |
| 2  | 1  | 4  | 2  | ハラスメント等の相談の充実     | 性別を問わず、被害者が安心して相談できる窓口等の充実を図ります。                             | 男女共同参画センター |
| 2  | 1  | 4  | 3  | 市職員のハラスメント研修の充実   | セクハラ、パワハラ等あらゆるハラスメント・暴力にかかわる動向を知り認識を高める職員研修を行います。            | 職員課        |
| 2  | 1  | 4  | 4  | 市職員のハラスメント相談窓口の確立 | 性別にかかわらず安全に相談、申立のできる体制の整備を図ります。                              | 職員課        |

## 施策5 性暴力の防止と被害者支援

施策5では、性暴力の防止と被害者支援を進めます。子どもから大人まで、対象や場面によって形を変え、様々に表れる性暴力に関する情報提供、予防啓発、相談事業の充実を関係機関と連携し推進します。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名              | 事業内容  | 所管         |
|----|----|----|----|------------------|---|------------|
| 2  | 1  | 5  | 1  | 性暴力に関する情報提供・予防啓発 | 若者層、関係者・団体に向けた性暴力に関する情報提供、研修、学習啓発事業を行っていきます。    | 男女共同参画センター |
| 2  | 1  | 5  | 2  | 相談体制の充実          | 相談員の対応能力を高める研修、相談窓口の周知、事業の充実を図り、関係団体との連携を推進します。 | 男女共同参画センター |
|    |    |    |    |                  | 子どもが相談しやすい窓口の工夫・周知を図ります。                        | 児童センター     |
| 2  | 1  | 5  | 3  | 被害者等への支援の充実      | 性暴力被害者、保護を要する女性の相談と安全確保等の支援を行います。               | 関係各課       |

## 課題2 生涯を通したところと身体健康支援

生涯を通じてところと身体に健康な生活を送るためには、自分の体や性について十分に理解し、納得したうえで、主体的に自己決定をしていくことが重要です。性別により、生殖器官や妊娠・出産機能、筋力、ホルモン等、平均的な身体的特質は異なります。歴史的には、この違いのために、女性は男性より劣るとして、女性の健康問題が後回しにされ、医学は男性中心に発展してきました。スポーツの世界でも、一定のキャリアをもつ女性アスリート（選手）も性別役割分業のなかで限界をかかえることが多く、女性指導者が少ないのが現状です。男女共同参画社会の実現に向けて、このような状況を改める必要があります。

身体的特質は平均的には性別により異なりますが、同時に個人差が非常に大きいことにも留意しなければなりません。年齢、障害の有無、性自認や身体的特質を含め、だれもが多様であり、かけがえのない存在であると認め、互いの人権を尊重することが、ところと身体健康にも不可欠です。

### ■ 施策

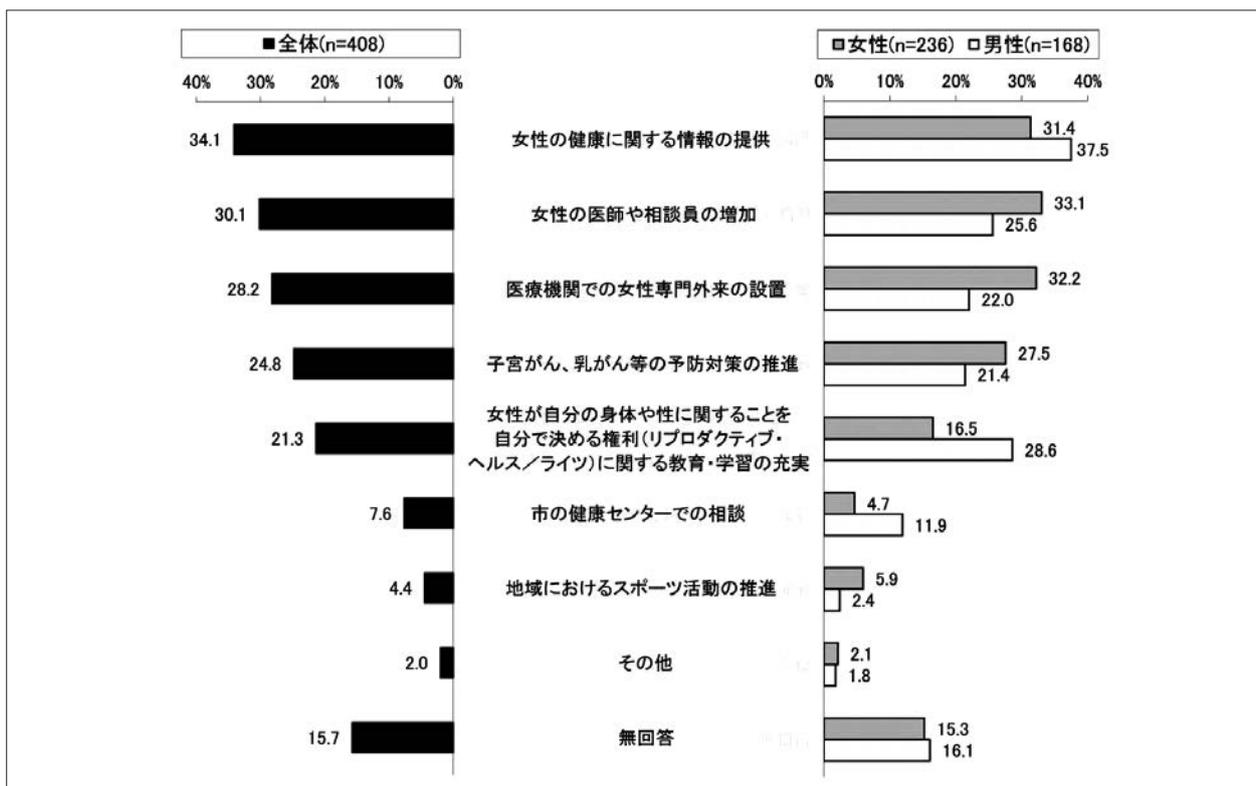
#### 課題2

### 生涯を通したところと身体健康支援

**施策1** ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援

**施策2** 性と生殖における健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）の啓発と支援

図Ⅱ-12 女性の生涯を通じた健康づくりのための支援策として必要なこと



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

### 施策1 ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援

施策1では、性別や年齢等による平均的な特質の違いと個人的な特徴の両方を大切にしながら、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名                          | 事業内容   | 所管         |
|----|----|----|----|------------------------------|--|------------|
| 2  | 2  | 1  | 1  | ライフステージにあった健康づくりの推進          | 女性、男性それぞれのライフステージに応じた心身の健康づくりを支援し、啓発事業を行います。   | 健康推進課      |
| 2  | 2  | 1  | 2  | 食育を通じての男女共同参画の推進             | 性別年齢にかかわらず食に関する健康づくりについて普及・啓発します。              | 健康推進課      |
| 2  | 2  | 1  | 3  | 健康診査の普及と推進                   | 性別・性自認、年齢にかかわらず全ての人の健康管理にかかわる健（検）診の普及、推進を図ります。 | 健康推進課      |
| 2  | 2  | 1  | 4  | 地域の健康づくりや啓発事業にかかわる市民の育成と活動支援 | 健康づくり推進員等の活動を支援します。                            | 健康推進課      |
| 2  | 2  | 1  | 5  | 性差に配慮した健康づくり支援               | 性差の視点による健康に関する講座等を充実させます。                      | 男女共同参画センター |
| 2  | 2  | 1  | 6  | 子どもと女子スポーツの振興                | 女性がスポーツに参加しやすい環境づくり、更衣室・トイレ等施設整備を推進します。        | 生涯学習スポーツ課  |
| 2  | 2  | 1  | 7  | 障害者スポーツの推進                   | 様々な障害にかかわらずスポーツ活動に参加出来る環境づくりの整備を推進します。         | 生涯学習スポーツ課  |
| 2  | 2  | 1  | 8  | 生涯スポーツの推進                    | 年齢・性別に配慮したあらゆる人々の健康づくりのためのスポーツ事業を推進します。        | 生涯学習スポーツ課  |

## 施策2 性と生殖における健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）の啓発と支援

施策2では、女性には妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があることから、ライフステージに応じた「リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」の視点から、切れ目のない健康支援を充実させます。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名                               | 事業内容   | 所管         |
|----|----|----|----|-----------------------------------|--|------------|
| 2  | 2  | 2  | 1  | 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実       | 妊娠期から出産、子育て期にわたる一貫した母子保健サービス（情報提供、健診、相談他）を推進します。また、女性の健康づくり推進のため、諸機関との連携を図ります。 | 健康推進課      |
| 2  | 2  | 2  | 2  | 性感染症や薬物等に関する情報提供                  | 性感染症や薬物等についての知識を普及し、関係機関との連携を図ります。   | 健康推進課      |
| 2  | 2  | 2  | 3  | 喫煙・受動喫煙に関する情報提供                   | 喫煙・受動喫煙に関して、啓発を充実させます。   | 健康推進課      |
| 2  | 2  | 2  | 4  | 性と生殖における健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）の啓発 | 性と生殖に関する健康と権利についての幅広い情報提供や課題の理解を進める学習の機会を提供します。                                | 男女共同参画センター |

## 課題3 困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

男女平等の理念は、人権尊重の中で、性別の違いや多様性による排除に対して注意深く課題を察知し、公正なあり方を求めて、社会的な支援を行うことにあります。

施策1から5に掲げた対象となる人々には、国や国際社会での人権課題、あるいは国際基準での「ぜい弱性の高い人々」の中で、性別によるニーズの違いに配慮や対応が必要とされています。普段から性別や多様性の視点をもった取り組みを進めることが求められています。

### ■ 施策

#### 課題3

困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

施策1 多様な性のあり方への人権配慮

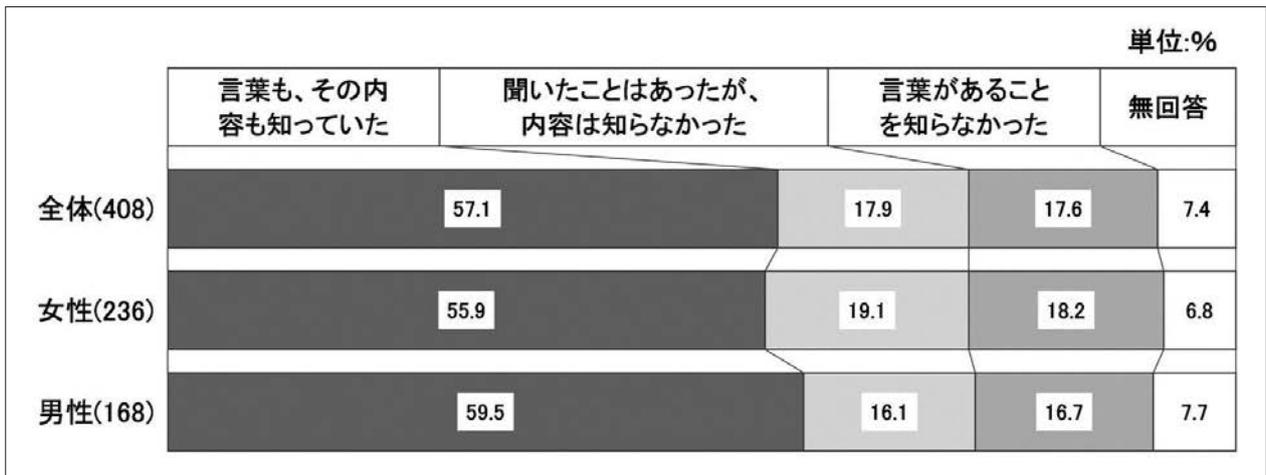
施策2 多文化共生の視点に基づく外国人に対する支援

施策3 障害者に対する性差に配慮した支援

施策4 子どもの安全、自立、参画の推進

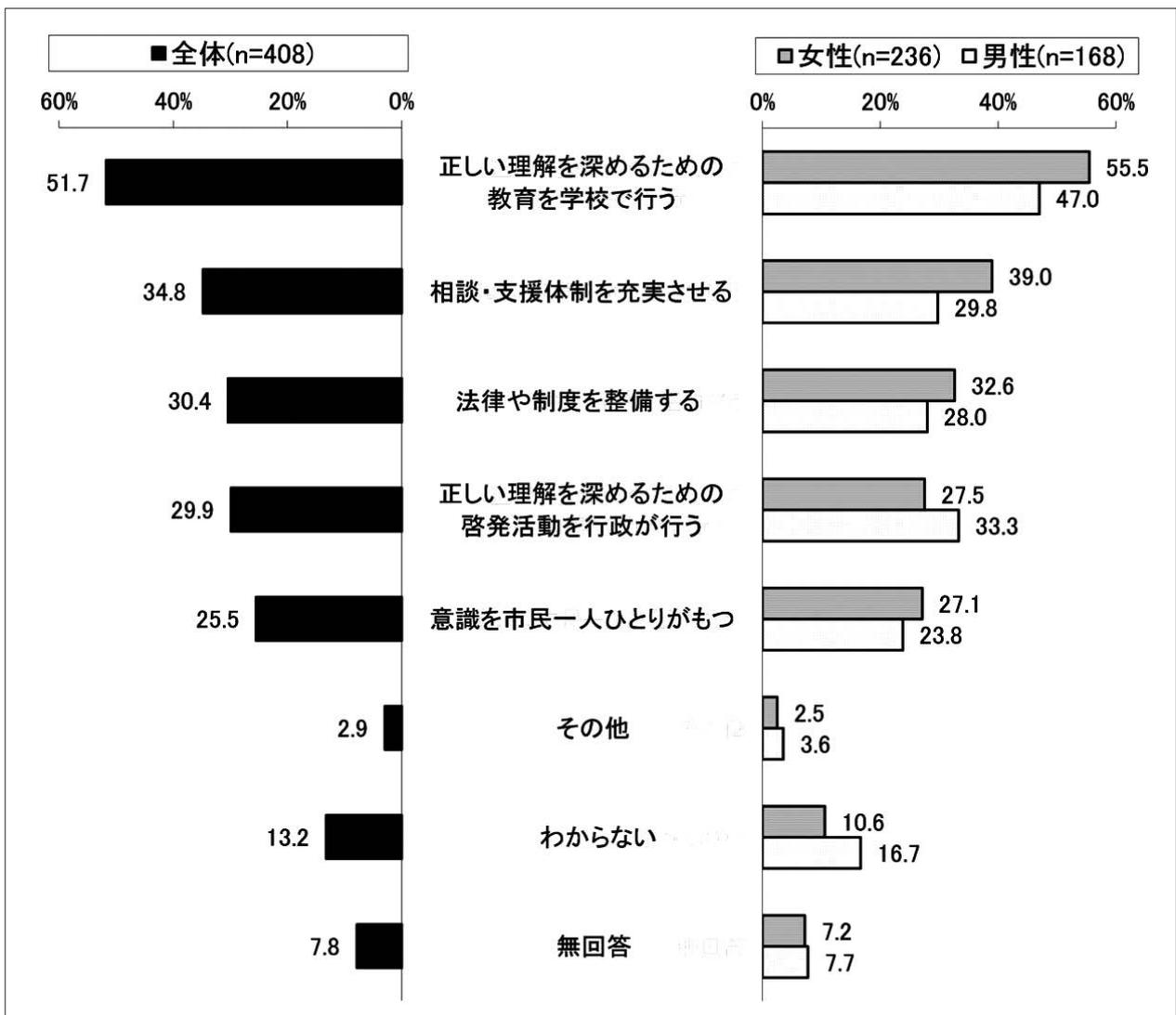
施策5 高齢者の安心と自立の支援

図Ⅲ-13 性的マイノリティの認知度



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

図Ⅲ-14 性的マイノリティに対する支援策として必要なこと



出典：「清瀬市男女平等に関する意識・実態調査」（平成28年度 清瀬市）

## 施策1 多様な性のあり方への人権配慮

施策1では、多様な性のあり方を認めるという性的マイノリティの人々への人権尊重のために必要な取り組みを進めます。これは、地域社会が新たに取り組むべきテーマで、平成27（2015）年8月に東京都が策定した「東京都人権施策推進指針」では、性同一性障害や性的指向について、正しい知識の普及、多様性への理解、偏見・差別の解消をめざした啓発・相談を行うという方向性が示されています。学校、職場そして生活の場で性自認や性的指向によって排除されることなく、自分自身の生き方をもって社会に参加し貢献していくことが出来る基盤が必要です。差別の根絶をめざして啓発・研修による意識づくりを行いながら、施策・事業の検討を進めます。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名                                | 事業内容  | 所管         |
|----|----|----|----|------------------------------------|---|------------|
| 2  | 3  | 1  | 1  | 性的マイノリティに関する啓発の充実                  | 広く市民・団体向けに性的マイノリティに対する理解と人権尊重のための対応を知るための啓発、学習事業を実施します。 | 男女共同参画センター |
| 2  | 3  | 1  | 2  | 性的マイノリティに関する自治体の制度の研究              | 基礎自治体としての支援制度、事業についての情報収集を行います。                         | 男女共同参画センター |
| 2  | 3  | 1  | 3  | 児童・生徒に対する人権教育の推進【再掲1-1-2-1】        | 学校教育の中で人権教育・性教育等を充実させます。                                | 指導課        |
| 2  | 3  | 1  | 4  | 性的マイノリティに関する研修の実施                  | 性的マイノリティに対する理解と、差別のない人権尊重のための対応を知るための研修を市職員に実施します。      | 職員課        |
| 2  | 3  | 1  | 5  | だれでもトイレ等バリアフリーのまちづくりの推進【再掲2-3-3-7】 | だれでもトイレ、プライバシースペース（更衣室）等性的マイノリティに対する配慮のある施設づくりを推進します。   | 関係各課       |

### 多様な性のありかたと呼び方

「人間は生まれながらに二つの性別のどちらか一方にだけ属しており、属する以上はその性別に求められる要素を備えているべきである」という生物学的性別に基づく社会のジェンダー規範は非常に強いものです。「正しい女」とされるためには①身体の性別と②性自認が女であり③異性である男を愛し、④男に従う「女らしさ」を身につけなければなりません。男は①～③がその逆で、④は女を支配する「男らしさ」が求められてきました。

1970年代からの女性たちは権利を求め、男性の支配／女性の従属の構造を変えるために闘い、④の暴力性を明らかにしてきました。ただ、①②③に関しては多数派と「ずれ」がある少数者がいつの時代も存在していたにもかかわらず、そのような人々は病理、不道徳、犯罪者、非常識として否定され、その人権は長く無視されてきました。

2000年代に入って、世界で同性婚を認める国が増え、身体と心の性が一致しない性同一性障害者の性別変更を可能にする法律が日本でも制定されました。インド、豪州、米国の一部州、ドイツ等では「第3の性」が法的に認められ、世界的な関心が高まっています。昔ながらの女か男かの分類にあてはまらない人々を、性的少数者、セクシュアルマイノリティ（性的マイノリティ）、LGBT、LGBTIQ+（#1）と呼び、これらの呼称を肯定的に使う当事者もいますが、「少数者へのラベリング」との批判もあり、すべての人を当事者とするSOGI（#2）も使用されています。SOGIをめぐる議論は人間を男女2種類に限る前提を覆し、ジェンダーの規範が自然なものではないこと、多様な人間のありかたを示唆しています。

#1 L レズビアン（女性同性愛者）  
G ゲイ（男性同性愛者）  
B バイセクシュアル（両性愛者）  
T トランスジェンダー（身体の性と性自認が一致しない人）  
I インターセックス（性分化疾患）  
Q クィア（変な人【蔑称注意】）、  
クエスチョニング（性自認不明確）  
A アセクシュアル（無性愛）  
+プラス（その他）

#2 SO セクシュアル・オリエンテーション  
（性的指向）  
GI ジェンダーアイデンティティ  
（性自認、心の性）

**施策2 多文化共生の視点に基づく外国人に対する支援**

施策2では、多文化社会の実現のために外国人に関する取り組みを進めます。清瀬市では市民のボランティアによる日本語支援の活動が継続的に行われています。多様な言語文化を持つ人々、特に女性が必要とする生活情報や相談窓口に接することができるのかに留意し、だれもが安心できる地域をめざします。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名            | 事業内容   | 所管          |
|----|----|----|----|----------------|--|-------------|
| 2  | 3  | 2  | 1  | 多文化交流の推進       | 外国の文化や生活習慣について相互理解を深める市民の学習・啓発活動の活性化を支援します。          | 企画課         |
|    |    |    |    |                | 多文化社会の形成や国際協力分野で貢献する女性の活躍を可視化します。                    | 男女共同参画センター  |
| 2  | 3  | 2  | 2  | 外国人住民への生活情報の提供 | 刊行物の多言語化や、やさしい日本語の推進など、外国人住民に行政情報を分かりやすく伝えるように努めます。  | 関係各課        |
|    |    |    |    |                | 生活情報として多言語でのごみの分別や環境配慮に関する情報を充実します。                  | ごみ減量推進課     |
|    |    |    |    |                | 外国人の安全・安心のための多言語での防災等情報提供を充実させます。                    | 防災防犯課       |
|    |    |    |    |                | 在住外国人の子育てに関する必要な窓口の案内等の多言語による情報提供を行います。              | 子ども家庭支援センター |
| 2  | 3  | 2  | 3  | 日本語ボランティア活動の支援 | 外国人住民の日本語学習機会を提供する市民活動を促進し、日本語の理解に困難を覚える外国人住民を支援します。 | 企画課         |
|    |    |    |    |                | 地域の多文化対応を担う日本語ボランティアの養成を行います。                        | 生涯学習スポーツ課   |

**施策3 障害者に対する性差に配慮した支援**

施策3では、障害だけではなく女性であることが重なる複合的な差別や困難を抱えがちな人々の視点に立った支援を進めます。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名                               | 事業内容   | 所管                 |
|----|----|----|----|-----------------------------------|--|--------------------|
| 2  | 3  | 3  | 1  | 障害児・者に対する情報提供の充実                  | 障害を持つ人々に対する男女共同参画の視点を持った情報・学習機会の提供を推進します。                      | 男女共同参画センター         |
| 2  | 3  | 3  | 2  | 障害児・者に対する教育の充実                    | 障害者・児のための生涯学習・学校教育の副籍制度等交流連携を進めます。                             | 指導課                |
| 2  | 3  | 3  | 3  | 男女共同参画の視点による障害児課題の把握              | 障害児の自立支援、権利擁護、差別の解消のため「命と人権教育推進委員会」を実施し、男女のニーズや課題にあった教育を推進します。 | 指導課                |
| 2  | 3  | 3  | 4  | 人権・男女共同参画の視点からの調査、課題把握            | 年齢、性別、障害によるニーズを知り、適切に支援するための調査等現状把握を推進します。                     | 障害福祉課              |
| 2  | 3  | 3  | 5  | 支援者への男女の視点を啓発する                   | 障害児・者の支援を行う相談員、介助者、ボランティアが男女の視点と課題を学ぶ研修を行います。                  | 障害福祉課              |
| 2  | 3  | 3  | 6  | 障害者スポーツの普及と発展を通じて社会参加を進める         | 障害児・者がスポーツに親しむ機会を増やし、スポーツの普及と社会参加を進めます。                        | 障害福祉課<br>生涯学習スポーツ課 |
| 2  | 3  | 3  | 7  | だれでもトイレ等バリアフリーのまちづくりの推進【再掲2-3-15】 | だれでもトイレ、プライバシースペース（更衣室）等多様なニーズへの配慮のある施設づくりを推進します。              | 関係各課               |

## 施策4 子どもの安全、自立、参画の推進

施策4では、少年や少女たちが保護され指導される対象としてだけでなく、自分たちの困難やニーズを表明し、相談し、その課題を解決したり、地域に参画し、能力を育て発揮する場づくりに取り組みます。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名              | 事業内容  | 所管         |
|----|----|----|----|------------------|---|------------|
| 2  | 3  | 4  | 1  | 子どもの自立と社会参加の支援   | 子ども自身が主体的に自己表現し、参画する力を育成する事業の充実を図ります。                 | 児童センター     |
|    |    |    |    |                  | 保育園での食育等子ども自身が自分の健康と生活、環境、地域資源の知識とスキルを身に付ける機会を充実させます。 | 子育て支援課     |
| 2  | 3  | 4  | 2  | 地域の関連機関との連携の強化   | 子どもの実態を把握し、自立や参画の支援を行う地域団体や大学との連携を進めます。               | 児童センター     |
| 2  | 3  | 4  | 3  | 困難な状況を抱えた子どもへの理解 | 子どもの貧困等困難な状況についての啓発・講座を実施します。                         | 男女共同参画センター |
|    |    |    |    |                  | ひきこもり対策、子どもや若者の居場所、子どもの貧困等、困難を抱える子どもや若者への対応を進めます。     | 関係各課       |

## 施策5 高齢者の安心と自立の支援

施策5では、今後女性の割合が増えていくことが予想される高齢者が、一人ひとりの状況に応じて、尊厳ある存在として生きていくことのできる地域社会の基盤づくりを進めます。

| 目標 | 課題 | 施策 | 事業 | 事業名                | 事業内容   | 所管        |
|----|----|----|----|--------------------|--|-----------|
| 2  | 3  | 5  | 1  | 高齢者の生活と活動の場の充実     | 高齢住宅等の生活支援、シルバー人材センター等雇用と活動の場を充実させます。                | 高齢支援課     |
| 2  | 3  | 5  | 2  | 高齢者がいきいきと生活するための支援 | 老人クラブ、よろず健康教室等の高齢者の健康維持や仲間づくりを通して地域で健やかに生きる場を充実させます。 | 高齢支援課     |
| 2  | 3  | 5  | 3  | 高齢者相談窓口の充実         | 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。                    | 地域包括ケア推進課 |
| 2  | 3  | 5  | 4  | 高齢支援策の周知・啓発        | 成年後見制度、介護保険制度や施設情報の普及、家族等支援者への情報の提供、相談の充実を図ります。      | 地域包括ケア推進課 |
| 2  | 3  | 5  | 5  | 高齢者虐待の防止           | 高齢者の虐待防止と対応のための関連機関との連携を図ります。                        | 地域包括ケア推進課 |